

米、麦、大豆等を安定的に生産したい

収入減少影響緩和対策(ナラシ)

担当課

農業振興課水田営農係 TEL 72-8239

本事業の役割

米価等が下落した場合に収入を補てんする仕組みの制度です。

当年産の米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額(※)を下回った場合に、減収額の9割が補てんされます。

※標準的収入とは、直近5年間のうち最高収入額と最低収入額を除いた3年分の収入を平均した金額で、毎年、都道府県ごとに標準収入額が告示されます。

対象者は？

認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者が対象になります。

どのような事業内容？

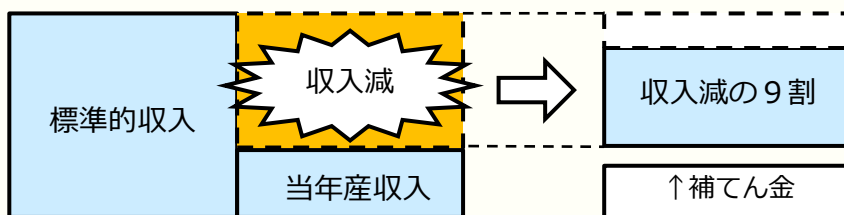
岩手県の標準的収入より当年産収入が少ないとき、補てん金が交付されます。

作物は、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょが対象です。

標準収入金額は、毎年5月上旬に告示され、農林水産省HPで公開されます。

収穫後、当年産収入額が公開されれば、次の計算式で交付金額を計算できます。

$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$



$$\text{交付金額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

手続はどうするの？

北上市農業再生協議会に交付申請書を提出してください。

【加入申請期限 6月30日】